

## ■佐倉市小規模宅地隣接地取得支援事業の流れ

### 1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口申請してください。  
申請期間は **令和8年4月21日 ~令和9年2月26日** まで です。
- <必要書類>
- ① 補助金交付申請書
  - ② 隣接地の取得に関する契約書等の写し
  - ③ 同居世帯全員の住民票（コピー不可。取得後3か月以内のもの）
  - ④ 隣接地の登記事項証明書・公図の写し（コピー不可。取得後3か月以内のもの）
  - ⑤ 敷地の位置関係等がわかる書類。
  - ⑥ 位置図
  - ⑦ その他市長が必要と認める書類
- ※ 委任を受けた方が申請する場合は委任状

### 2. 交付の決定

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を通知します。  
なお、通知の発送は1~2週間程かかります。

### 3. 購入費用の支払

- 領収書を受け取ってください。（カード支払い明細、通帳のみの振込明細は不可）

### 4. 実績報告

- 下記の必要書類を揃え、**令和9年3月上旬まで**に住宅課窓口提出してください。
- <必要書類>
- ① 補助金実績報告書
  - ② 領収書の写し
  - ③ 登記事項証明書その他の敷地増しの手続きが完了したことを証する書類
  - ④ 佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書  
※ 佐倉市発行の納税証明書原本で、取得後3か月以内のもの  
※同居する家族全員分（18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出）
  - ⑤ 市長が必要と認める書類
- 交付決定内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。

### 6. 補助金の交付請求

- 住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- 市において支払いの手続きを進め、指定された口座にお振込みをします。